東区香椎浜ふ頭2丁目 15番 69

物件確認事項

登記簿謄本	₩ P 1
公図	· Р7
地積測量図	₩ P8
境界点写真	· · · P10
越境確認	· · · P15
都市計画情報(準工業地域)	· · · P17
博多港臨港地区及び分区指定図	· · · P18
博多港港湾計画図	· · · P19
洪水ハザードマップ	· · · P20
津波ハザードマップ	· · · P21
高潮ハザードマップ	· · · P22
土砂災害ハザードマップ	· · · P23
揺れやすさマップ	· · · P 24
埋蔵文化(遺跡)分布マップ	· · · P25
配水管管理図	· · · P 26
下水道台帳	· · · P27
埋立護岸の位置等について	· · · P 28

表	題 部	(土地の表示)	語	製	余 白			不動産番号	2914001128948		
地図番号	(余·白)										
所 在	福岡市東	福岡市東区香椎浜三丁目						余白			
	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目						平成21年8月3日変更 平成21年8月3日登記				
① ±	也 番	②地 目	③ 地	ļ	積	m²		原因及びる	その日付〔登記の日付〕		
15番69)	雑種地			3 3 (0 0		5番49から分 F成16年3月			

権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成7年11月24日 第25233号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を転写 平成16年3月18日受付 第4356号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年8月7日

福岡法務局

登記官

檀英

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1整理番号 D73673 (1/1)

表是	題 部	(土地の表示)		調製	余白			不動産番号	2 9 1	400	1 1	1 7	897
地図番号	余 白		筆界特定	全全	白								
所 在	福岡市東区	区香椎浜三丁目					余	白					
	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 平成21年8月3日変更 平成21年8月3日登記												
① #	也番	②地 目	3	地	積	m²		原因及びる	その日付	〔登記	の日	付)	
15番49)	雑種地			1 3 9 4	19		る番39から分 ヹ成13年2月]			
余 白		余 白			469	0 0		5番49、1 2成16年3月			5番	7 0	に分争
余白		余白			1 6 7	1		5番49、1 ^Z 成16年9月			筆		

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成7年11月24日第25233号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を転写 平成13年2月9日受付 第1874号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年6月12日

福岡法務局

登記官

檀英俊

部間調整

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2整理番号 D53340

(1/

表。是	題 部	(土地の表示)		調製	余白			不動産番号	2914001111344
地図番号	地図番号 余 白 筆界特定 余 白								
所 在	福岡市東区	区香椎浜三丁目					余	白	
	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 平成21年8月3日変更 平成21年8月3日登記								
① 均	也番	②地 目	3	地	積	m		原因及びる	その日付〔登記の日付〕
15番39)	雑種地			3 1 8 3	4		5番1から分≦ ² 成11年5月	
余白		余白			1653	5	分筆		5番49ないし15番51に
余白		宅地			1 6 5 3	5 3 6)平成25年9 ² 成25年1()月30日地目変更)月7日〕

権利	権利部(甲区) (所有権に関する事項)							
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項					
1	所有権保存	平成7年11月24日 第25233号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を転写 平成11年5月21日受付 第9466号					
2	所有権移転	平成25年1月8日 第107号	原因 平成25年1月8日売買 所有者 福岡県大野城市仲畑二丁目3番41号 株式会社西日本新聞総合オリコミ					
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成25年10月31日 第19325号	原因 平成25年10月15日本店移転 本店 福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目3番8号					

権利	部(乙区)(所有	権 以 外 の 権 利	に 関 す る 事 項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 2 5 年 1 月 8 日 第 1 0 8 号	原因 平成24年10月17日売買代金平成2 5年1月8日設定 債権額 金10億7,085万5,000円 利息 年0・03%(年365日日割計算) 損害金 年14・6%(年365日日割計算) 債務者 福岡県大野城市仲畑二丁目3番41号 株式会社西日本新聞総合オリコミ 抵当権者 福 岡 市
2	根抵当権設定	平成25年10月31日 第19327号	原因 平成25年10月31日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目3番8号 株式会社西日本新聞総合オリコミ 根抵当権者 福岡市博多区博多駅前三丁目1番 1号 株式会社西日本シティ銀行

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

^{*} 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(そ)第4675号 共同担保 目録(そ)第4675/2914号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年6月12日

福岡法務局

登記官

檀

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人 (所有者) の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53350 (1/1)

表 題 部 (土地の表示) 類製 平成8年11月21日 不動産番号 291400013986 地図番号 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			△ 音性供の頃 2					_ 1	土の手の			(14
	表	題 部	(土地の表示)		調製	平成8年1	1月21	日	不動産番号	29140	00013	3 9 8 0 4
福岡市東区香健浜本頭二丁目	地図番号	余白		筆界特定	余	白						
平成21年8月3日登記 15番 29地 目 3 地 精 mf	所 在	福岡市東国	区香椎浜三丁目					余	白			
1 5番 機能地 S 2 6 4 9 1 平成7年5月29日公有水面埋立 (平成7年1月24日) (平成7年1月24日) 日本日 日本		福岡市東国	区香椎浜ふ頭二-	丁目								
(学成7年11月24日) (学成7年11月24日) (全自	① #	也番	②地 目	3	地	積	m²		原因及びそ	その日付〔登	を記の日作	(t
の規定により移記 平成8年11月21日 (15番		雑種地			5 2 6 4 9	1	200000000000000000000000000000000000000			i埋立	
(平成8年12月25日) (平成8年12月25日) (東京8年12月25日) (東京9年5月12日) (東京9年5月12日) (東京9年8月5日) (東京9年8月5日) (東京9年8月5日) (東京9年8月5日) (東京9年8月5日) (東京9年8月5日) (東京9年12月12日)	余 白		余白	余 白				の規	定により移記	2	·附則第2	2 条第 2 項
(平成9年5月12日) (全自	15番1		余 白			4 3 0 0 8	8				3に分筆	Ē
(平成9年8月5日) (全自	余 白		余 白			39036	0	筆			いし15番	手17に 欠
金自 319350 315番1、15番28に分筆 (平成10年1月28日) 金自 255624 ①315番1、15番28に分筆 (平成10年1月28日) 金自 255624 ①315番1、15番29、15番30、1番31、15番32、15番33、15番3、15番35に分筆 (平成10年5月25日) 金自 147834 ③15番1、15番36ないし15番47に筆 (平成11年5月26日) 金自 57046 ③15番1、15番52ないし15番58に筆 (平成13年5月17日) 金自 50781 ③15番1、15番64、15番65に分筆 (平成14年10月18日) 金自 26497 ③15番1、15番64、15番65に分筆 (平成20年6月26日) 金自 315番63、15番73を合筆 (平成20年6月26日) 金自 315番63、15番73を合筆 (平成20年6月26日) 金自 315番63、15番73を合筆 (平成20年6月26日) 金自 315番63、15番73を合筆 (平成20年6月26日) 金自 315番72を合筆	余 白		余 白			36224	3	筆			し15番	を22に欠
全自 (平成10年1月28日) 金自 255624 (第31、15番29、15番30、1番31、15番32、15番33、15番3、15番3に分筆(平成10年5月25日) (平成10年5月25日) 金自 147834 (第15番1、15番36ないし15番47に筆(平成11年5月26日) 金自 57046 (第15番1、15番52ないし15番58に筆(平成13年5月17日) 金自 315番1、15番64、15番65に分筆(平成14年10月18日) 金自 26497 (第15番1、15番72に分筆(平成20年6月26日) 金自 315番63、15番73を合筆(平成20年6月26日) 金自 315番73を合筆(平成20年6月26日) 金自 315番72を合筆	余 白		余白			31959	1	2 5	、15番26	、15番2		
番31、15番32、15番33、15番3 、15番35に分筆 [平成10年5月25日]	余白		余白			31935	0	A 6677777777999775			·筆	
(乗白) (平成11年5月26日) (乗白) (第15番1、15番52ないし15番58に筆[平成13年5月17日] (乗白) (第15番1、15番64、15番65に分筆[平成14年10月18日] (乗白) (第15番1、15番64、15番65に分筆[平成14年10月18日] (東白) (第15番1、15番72に分筆[平成20年6月26日] (東白) (第15番63、15番73を合筆[平成20年6月26日] (東白) (第15番63、15番73を合筆[平成20年6月26日] (東白) (第15番63、15番73を合筆[平成20年6月26日] (東白) (第15番63、15番73を合筆[平成20年6月26日] (東白) (第15番63) (東成20年6月26日] (東京) (第15番63) (東京) (第15番63) <tr< td=""><td>余白</td><td></td><td>余 白</td><td></td><td></td><td>25562</td><td>4</td><td>番3、1</td><td>1、15番3 5番35に分</td><td>2、15番 ◆筆</td><td></td><td></td></tr<>	余白		余 白			25562	4	番3、1	1、15番3 5番35に分	2、15番 ◆筆		
(全) (本) (金) (余白		余白			1 4 7 8 3	4	筆			し15番	F47にか
(平成14年10月18日) (全自) (26497) (315番1、15番72に分筆 (平成20年6月26日) (京自) (315番63、15番73を合筆 (平成20年6月26日) (余自) (京白) (315番72を合筆	余白		余 白			5704	6	筆			し15番	- 58に分
(平成20年6月26日) (全自) (金自) (金自) (平成20年6月26日) (平成20年6月26日) (金自) (金自) <tr< td=""><td>余白</td><td></td><td>余白</td><td></td><td></td><td>5078</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>5番65</td><td>に分筆</td></tr<>	余白		余白			5078	1				5番65	に分筆
(平成20年6月26日) (余白) (多名) (315番72を合筆)	余白		余白			2649	7				筆	
	余 白		余白			3 1 2 2	3				合筆	875.
	余 白		余白			5 5 5 0	8					

^{* 「}登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

^{*} 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

① 地 番	②地 目	③ 地	積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
余 白	(余 白)		1 2 6 0 4	③15番1、15番73、15番74、15番 75、15番76に分筆 [平成25年9月30日]

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成7年11月24日 第25233号	所有者 福 岡 市 順位1番の登記を移記
	余 白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年11月21日
2	合併による所有権登記	平成20年6月26日 第10861号	所有者 福 岡 市
3	合併による所有権登記	平成25年9月4日 第15893号	所有者 福 岡 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな VI.

令和7年6月12日

福岡法務局

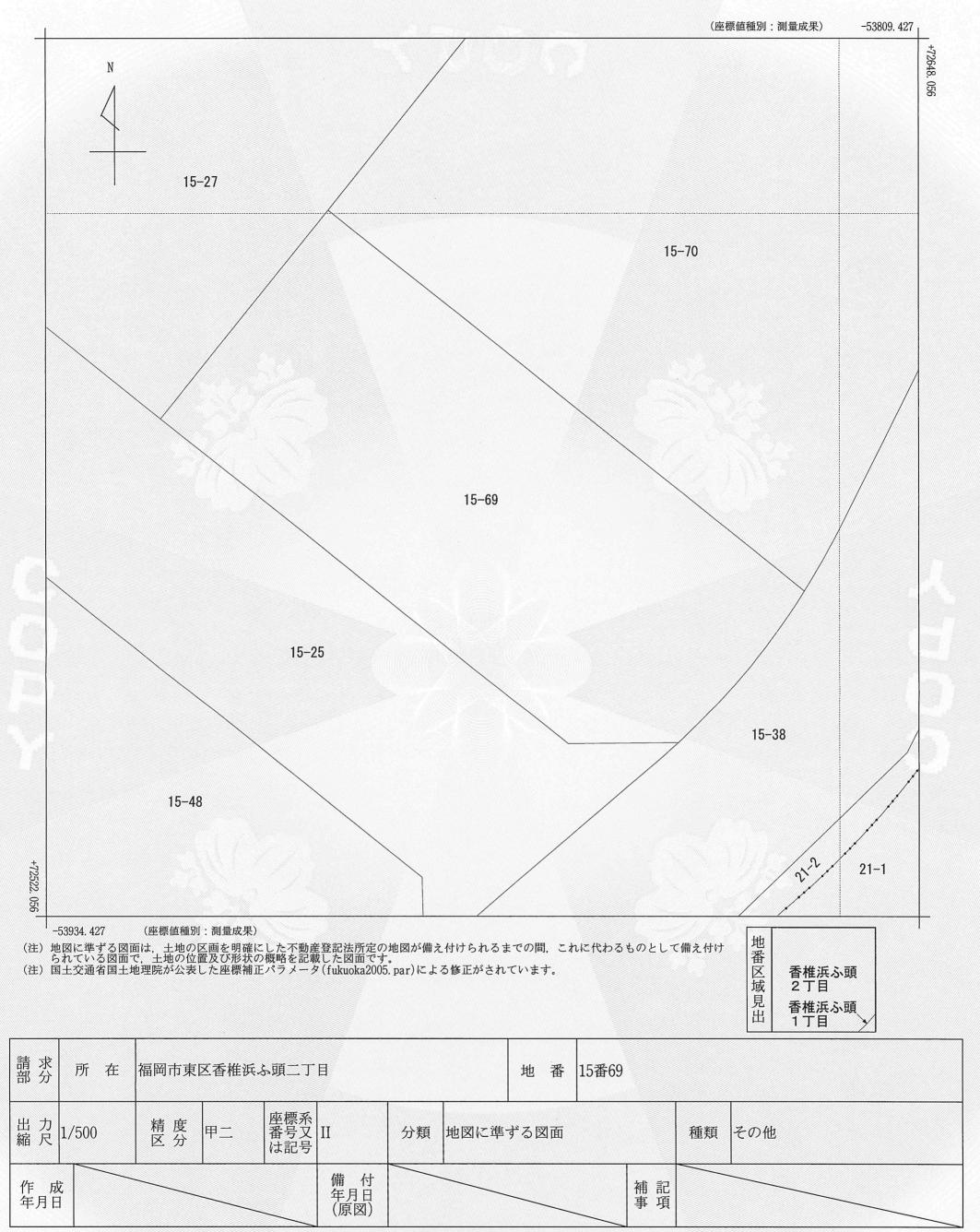
登記官

檀

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人 (所有者) の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

を理番号 D53351



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月7日 福岡法務局

請求番号:45-3

(1/1)

登記官

檀英俊



(1/2)

請求番号:45-6

登記年月日: 平成16年3月18日 前 平成 16年 3 後 新 登記 令和6年8月7日 これは図面に記録されて 後·新 110957 前 地、積測 15-69 番 地 H16, 3.18 福岡市東区香椎浜三丁目 系統版本日出 土地の所在 よる座標値 香椎浜ふ頭二丁目 求稽表 いる内容を証明した書面である。 福岡法務局 1 地 15-49 NO Y n +1- Y n -1 | X n · Yn $(Y_{n+1}-Y_{n-1})$ 拡大図1/1000 72308. 569 -53626. 753 -10.343 -747887. 529167 x118 FA39 72365. 729 -53580. 942 65.087 4710068. 203423 1.8100FA9 3.626 0 4-82 15-70 FA110 0 4-82 3.627 0 FA12 1.380 0 FA12 2.241 0 FA13 72350, 282 -53561.666 43. 775 3167133: 594550 F38 -646129.642852 FA3-7 72330. 644 -53537. 167 -8. 933 72263. 572 -5.357.0.59.9 .-89. 586 -6473804. 361192 x 1 2 0 9380. 264762 合 計 3.628 FA14 面 積 4690. 1323810 3.627 FA15 @ 積 地 4690.13. FA16 I 3. 625 FA17 3.624 FA18. 3,621 3.625 FA19 0.878 FA20 番 15-70 地 Y n NO Хn Y n +1- Y n -1 $X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$ FX1'17 7 2 2 5.0. 4 3 2 -53673. 340 -31. 311 -2262233. 276352 15-50 | 15-51 @T-2 F 2 2 7 72296. 591 -53636. 354 46. 587 3368081. 284917 FA39 24. 702 31. 398 x118 72308. 569 -53626. 753 65.755 4754649. 954595 7'2263.572 -53570. 599 26..882 1942589. 342504 x 1 2 0. FA9 72204. 853 -53599. 871 -30.10.3 -2173582. 689859 -2. 559 72203. 245 -53600. 702 -184768. 103955 FA10 登記官 FA11 72200.057 -53602. 430 -3. 564 -257321.003148 -188650. 575477 72196. 929 -53604. 266 -2.613 FA12 1) 15-39 F-X 1 1 6 72195. 705 -53605. 043 -69.074 -4986846. 127170 1.5 - 49合 計 11918. 806055 面: 積 5959. 4030.275 地 積 5959.40 x 1 1 8 71. 958 x 120 @ I N-3 F227 地 番 NO. Хn 72220. 503 -53697. 325 -34. 313 -2478102. 119439 3 F225 S 15-70 -53673. 340 6667414 365824 FX117 72250: 432 92. 282 4846569.872355 72195. 705 -53605. 043 67.131 FX116 38 15-27 FA13 72193.872 -53606. 209 -3. 212 -231886. 716864 -4. 188 FA14. 72190.875 4-82 檀英俊 -53610. 39.7 -4. 387 -316688. 527876 FA15 72187. 948 -330752. 146528 FX117 FA16 72185. 104 -53612.642 -4. 582 87. 519 FA17 72182. 332 -53614.979 -4. 774 -344598. 452968 ② 15--69 -358588. 496232 72179. 6.49 -53617. 416 -4. 968 FA18 FA19 72177. 045 -53619. 947 -5. 143 -371206 542435 -234206. 34.9850 FA20 72174. 530 -53622. 559 -3. 245 温器高温器 F225 74. 706 F 1 72173, 9.21 -53623. 192 -16.468 -1188560. 131028 -53639. 027 -74. 133 -5350459. 351671 15-25 F 2 72173. 787 合 計 6600.018788 面積 3300.0093940 地 馩 3300.00 ⊚ 3.−24 社団法人福岡県公共航空記土地家屋町土地会で下で 申請人 作製者 福岡市長 山崎 広太郎 縮尺 ·社 2000 图古图 (平成 16年 3月 15日作製) (福 土地家屋 調 査 士 会)

請求番号: 45-6

(2/2)

F225	近景	遠景
F225		
FX117	近景	遠景
FX	117	
FX116	近景	遠景
FX	116	

FA13	近景	遠景
	3	
FA14	近景	遠景
FA		
FA15	近景	遠 景
FA	15	







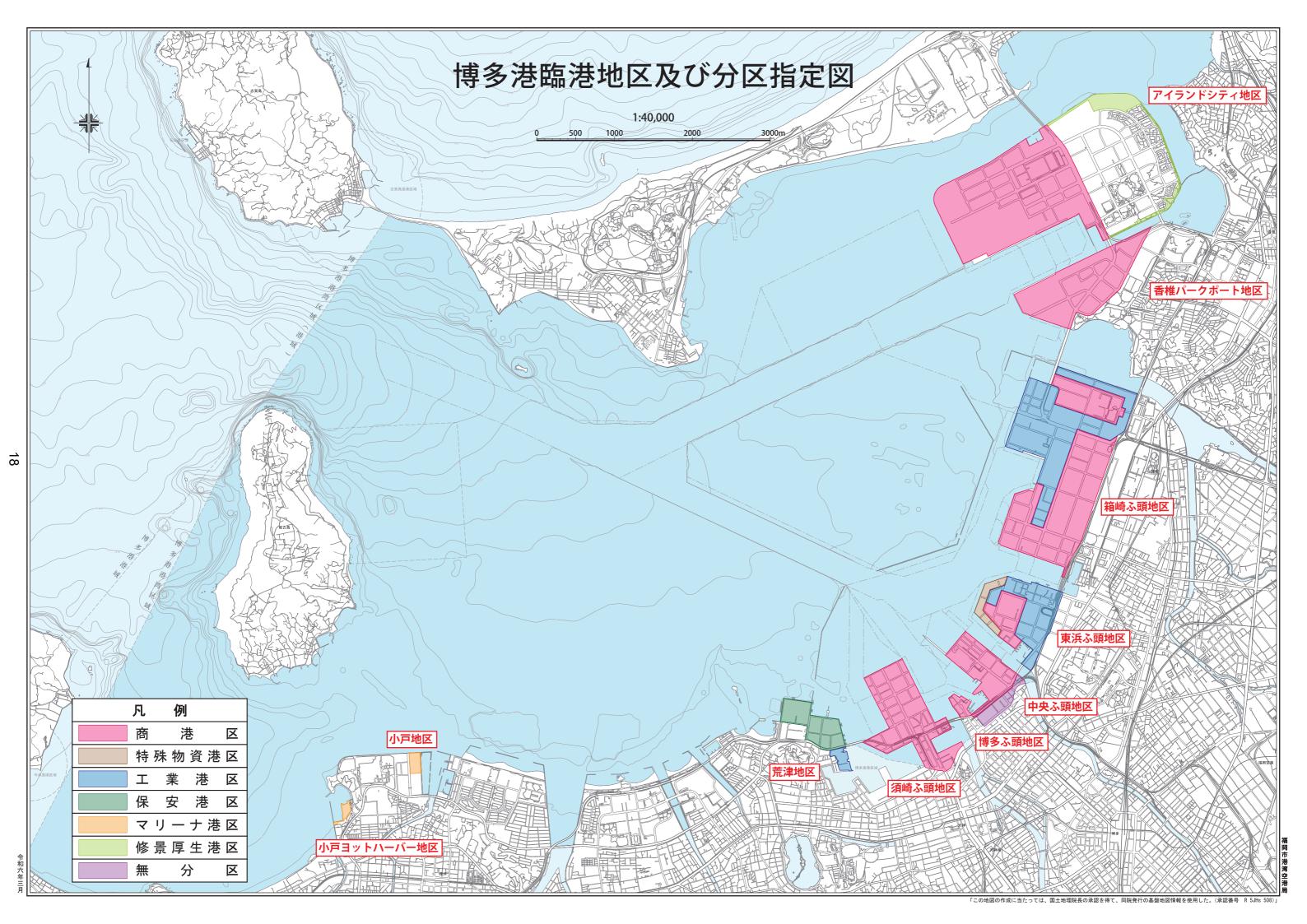
越境確認

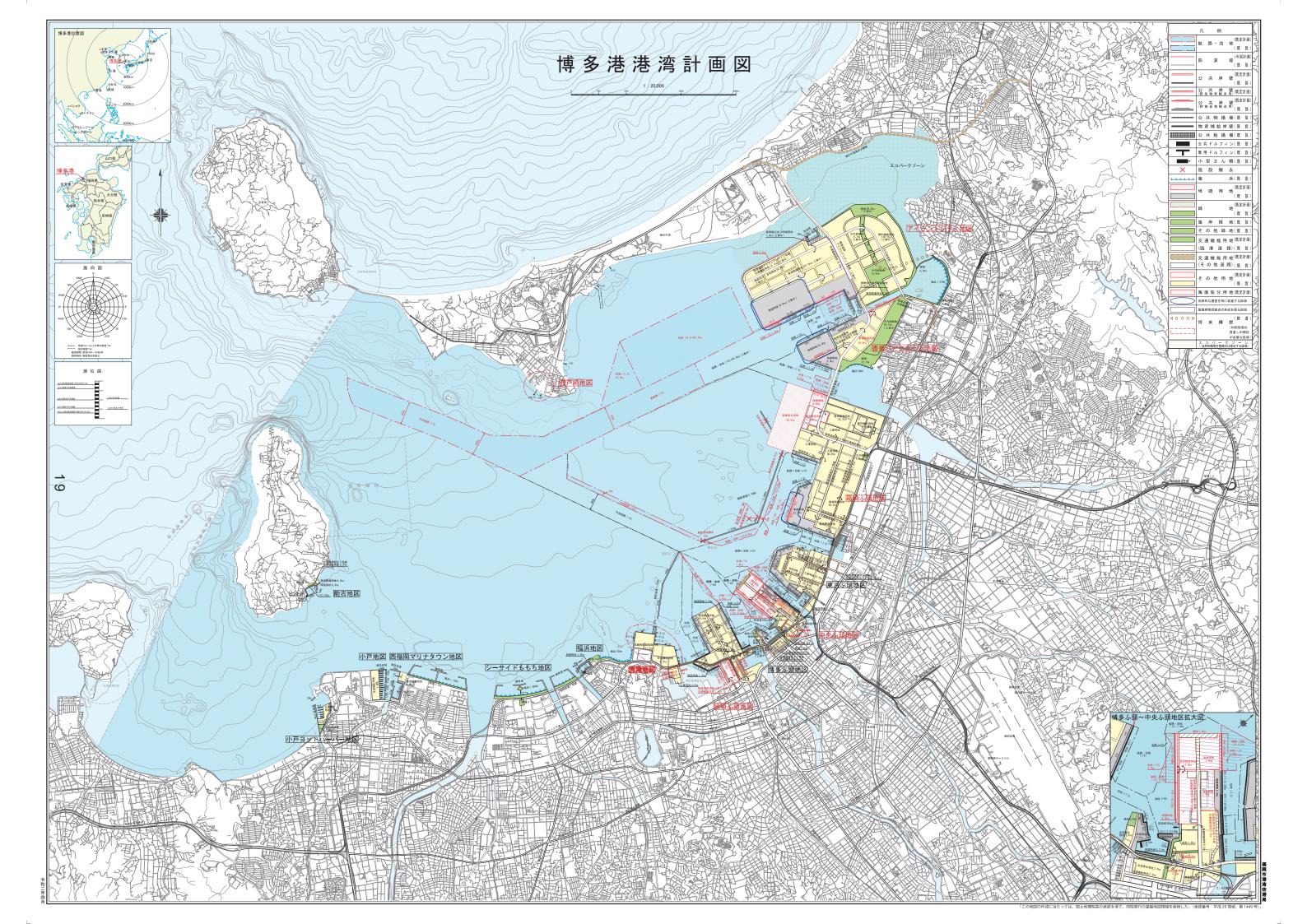


越境確認





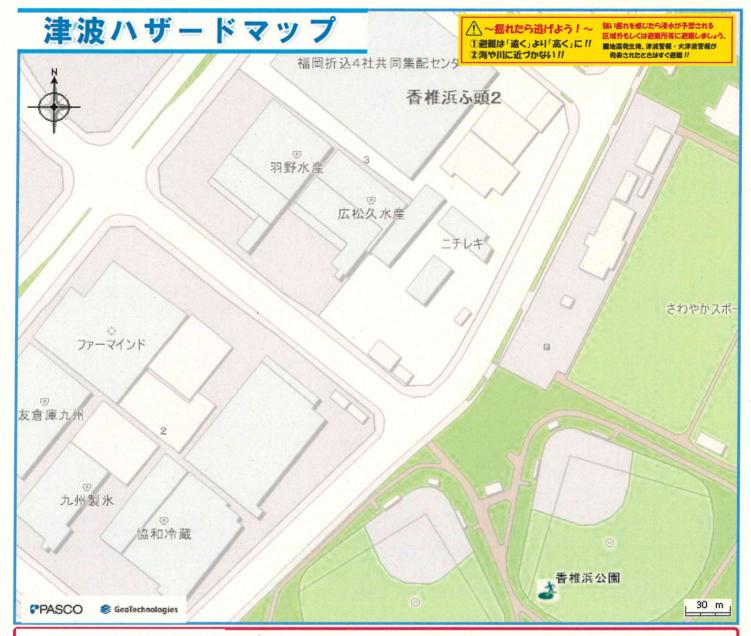




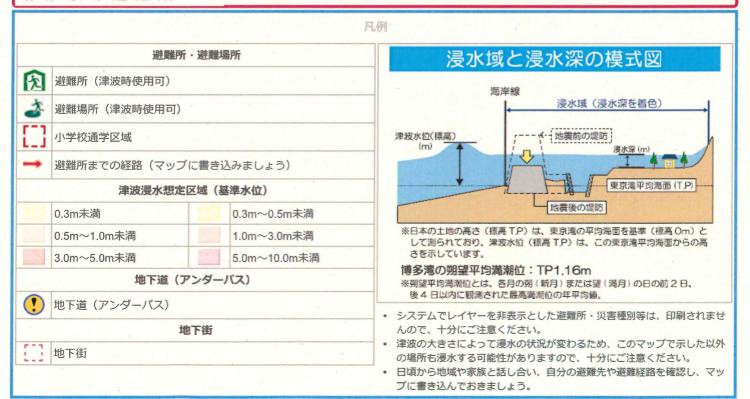


わが家の避難所

洪水浸水想定区域		避難所・避難場所		
想定最大規模	参考:計画規模	避難所 (洪水時使用可) 避難所 (洪水時使用可、土砂使用不可		
0.5m未満の区域	0.5m未満の区域			
0.5~1.0mの区域	0.5~1.0mの区域	遊難場所 (洪水時使用可)		
1.0~2.0mの区域	1.0~2.0mの区域	小学校通学区域 → 避難所までの経路 (マップに書き込みましょう		
2.0~3.0mの区域	2.0~3.0mの区域	地下道(アンダーパス) 地下街		
3.0~5.0mの区域	3.0~5.0mの区域	・ 地下道(アンダーパス) 地下街		
5.0~10.0mの区域	5.0~10.0mの区域	水位観測所		
10.0~20.0mの区域	平成21年7月豪雨の浸水実績	水位観測所(洪水)		
氾濫流 河岸侵食 にもとづいた浸水想定区域		• システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷る		
漫水継続時間	平成21年7月豪雨の浸水実績	れませんので、十分にご注意ください。 雨の降り方によって浸水の状況が変わるため、このマップで示した。		
12時間未満の区域	にもとづいた浸水想定区域	以外の場所も浸水する可能性がありますので、十分にご注意ください。(想定河川:多々良川、宇美川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川) - 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。		
12時間~1日未満の区域				
1日~3日未満の区域				
3日~1週間未満の区域				

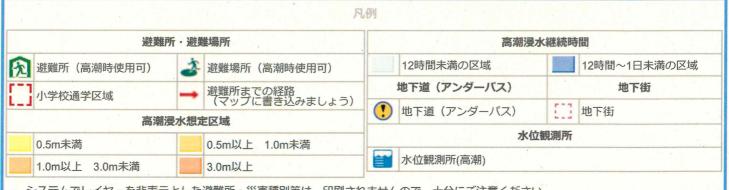












- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分にご注意ください。
- 状況によっては、このマップで示した以外の場所も浸水等が発生する可能性がありますので、十分にご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。



わが家の避難所

避難所・避難場所 避難所(土砂使用可) 避難所(土砂使用可、洪水時使用不可) 避難場所(土砂使用可) 避難場所(土砂使用可) 避難場所(土砂使用可、洪水時使用不可) 小学校通学区域 避難所までの経路(マップに書き込みましょう) 土砂災害警戒区域 警戒区域 特別警戒区域

凡例

避難の準備を始める目安

土砂災害の危険性が高くなってきた場合には、避難準備 情報が発令されますので、発令された場合には、避難行動 を開始しましょう。また、避難準備情報が発令されていな い場合でも、危険を感じる場合には自主的に避難行動を開 始しましょう。

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分にご注意ください。
- 状況によっては、このマップで示した以外の場所にも被害が発生する可能性がありますので、十分にご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認 し、マップに書き込んでおきましょう。

中心地 | 福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目付近

印刷日時: 2025/7/24 11:58:22



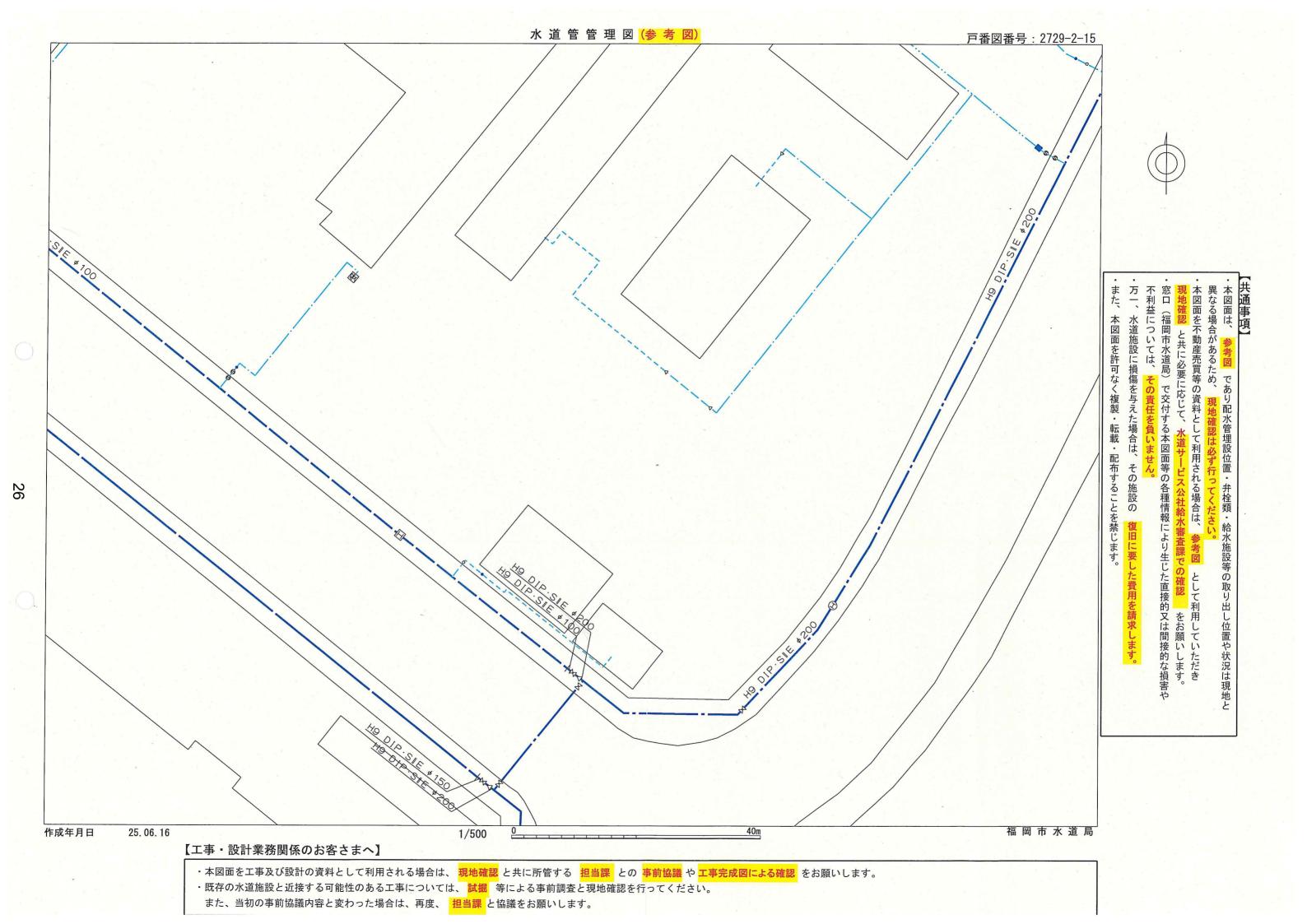
わが家の避難所

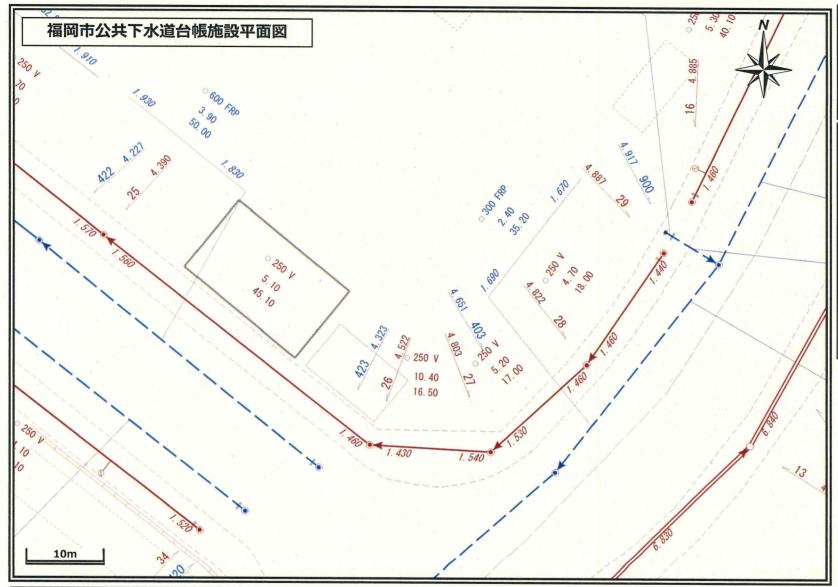
		凡例		
遊雞所・避難場所			揺れやすさマップ	
殂	避難所	The section	5弱	
文	避難場所		5強	
r=1	(1, 224 de),		6弱	
	小学校通学区域		6強	
-	避難所までの経路 (マップに書き込みましょう)		警固断層帯 (推定)	

- システムでレイヤーを非表示とした避難所・災害種別等は、印刷されませんので、十分にご注意ください。
- 地震の大きさによっては、このマップで示した以外の場所にも被害が発生する可能性がありますので、十分にご注意ください。
- 日頃から地域や家族と話し合い、自分の避難先や避難経路を確認し、マップに書き込んでおきましょう。



印刷日時:2025/07/24 13:09:05





工事・設計業務関係のお客様へ

本図面を含む公共下水道台帳施設平面図の写しは、あくまで **参考図**であり、本管・人孔・汚水桝・取付管などの位置は現地と異なる場合があります。この為、この図面を工事・ 設計などの資料として利用される場合は現場確認とともに、下水道管理課職員との **事前協議や 工事竣工図**による確認をお願いします。また、協議内容が変更された場合は、再度協 議をお願いします。

既存の下水道施設と下水道維持管理指針に基づく近接工事に該当、又は、近接する可能性のある場合は、 **試掘**および 探査ボーリング等の事前調査を実施すると共に必ず現場での 確認を行ってください。

万一、福岡市の下水道施設に損傷等を与えた場合は、その施設の復旧等に要した費用を請求します。

0451	0031	0031
5D	1D	2D
0451	0031	0031
5E	1E	2E
0045	0032	0032
5A	1A	2A

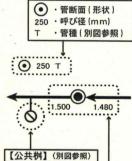
本図面は、道路工事等により現地の状況と異なる場合があり、既存の道路施設や建物の位置関係。また、本図面を許可なく複製・転載・配布するまた、本図面を許可なく複製・転載・配布するまた、本図面を許可なく複製・転載・配布する。

般のお客さま

(不動産業等を含む)

^

【凡例】



【人孔と接続管渠】

・人孔種別(別図参照) (1.500)・人孔表面から管底 1.480)までの深さ(m)

・矢印の向きは流れの方向を示す

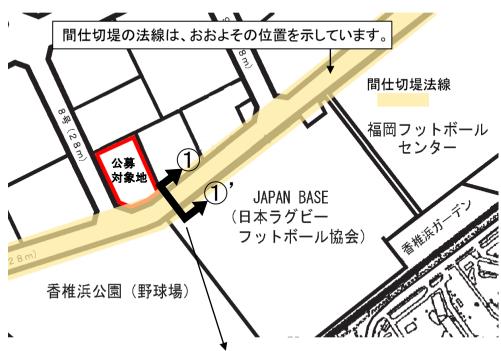
※別図参照となっている凡例図が 必要な方は、下水道管理課職員へ 申し出てください。

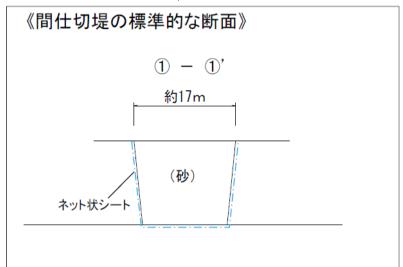
福岡市道路下水道局

出力:令和7年7月24日

埋立護岸の位置等について

【間仕切堤の位置】





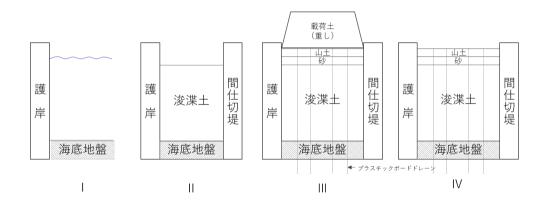
上記は標準的な断面であり、実際の施工断面・土質と異なる可能性があります。 間仕切堤の法線の位置は異なる可能性があります。

公募対象地の下に、間仕切堤が入り込んでいる場合があります。

【参考】埋立工事の経緯

■埋立・地盤改良の工程

- I. 埋立区域を囲む護岸を築造
- Ⅱ. 埋立区域内を、博多湾の航路整備で生じた浚渫土(主として粘性土※)により埋立。 あわせて護岸により埋立区域内を分割。
- Ⅲ. 浚渫土は水分を含んでいるため、排水管の役割を果たすプラスティックボードドレーンを 土中に打設し、重しとなる載荷土により圧密排水。
- Ⅳ、十分な水抜きが完了し、地盤が安定したら載荷土を撤去し、工事完了。
- ※浚渫土は、主として粘性土ですが、砂・砂礫等も含んでいます。



※土質についてはあくまで目安ですので、詳細につきましては、事業者にて現地 調査を実施のうえ、ご確認ください。

28